

徳島県公立高等学校の在り方検討会議 入試制度部会 設置要綱

(設 置)

第1条 徳島県公立高等学校入学者選抜制度の改善について総合的な検討を行い、その改善・充実に資するため、徳島県公立高等学校の在り方検討会議に入試制度部会（以下「部会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項を検討する。なお、検討結果については、徳島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告するものとする。

- (1) 本県公立高等学校入学者選抜制度の改善に関する事項
- (2) その他公立高校入学者選抜に関連して検討が必要な事項

(組 織)

第3条 部会は、10名以内で組織する。

- 2 委員は、有識者、行政関係者及び学校関係者から、教育長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、第2条に掲げる報告が終了するまでとする。
- 4 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 部会に、会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運 営)

第5条 部会は、会長が招集する。

- 2 部会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 部会及び部会の資料は原則公開とする。ただし、部会に諮り、公開を不適當と認めるときは、この限りではない。

(ワーキンググループ)

第6条 部会には、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの構成員は、教育長が委嘱する。

(庶 務)

第7条 庶務は、教育委員会事務局教育創生課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会に諮り定める。

附 則 この要綱は、令和7年7月29日から施行する。